

感染予防・感染拡大防止対策 規程

株式会社ひかり 「icoi」

（ ご利用者の利用中止 ）

1. 37.5 度以上の発熱の場合。（利用中に発熱があった場合は、直ちに利用を中止し、自宅まで送迎、またはご家族等にお迎えに来ていただきます）
2. 病気または発熱時は解熱後 24 時間以上経過かつ症状が改善するまで。
3. 風邪など他者に感染するおそれのある疾病を疑う症状がある場合。
4. 他者に感染する疾病、第 1 種・第 2 種・第 3 種（学校感染症）・新型インフルエンザ等 5 類に該当する感染症と診断された場合、基準または医師が感染の恐れがないと認める日まで。
5. インフルエンザ等の他に感染する疾患を理由で学級閉鎖および学年閉鎖になった場合。（原則自宅待機）

※利用者に対する発熱等に関する留意点

- ・発熱があれば施設に立ち入らないことを徹底してください。
- ・病気または発熱時は症状の経過を事業所までご連絡をお願いいたします。
- ・感染症の診断を受けた場合は速やかに事業所に連絡し、医師の許可があるまで家庭で安静にしましょう。

（ 施設長の義務 ）

1. 施設長は職員・利用者の健康状態に留意し、感染対策を行うこと。

（ フロアーでの感染予防対策 ）

営業中に当たっては、衛生用品の管理および感染症マニュアル（標準予防策）に準じた感染予防・感染拡大防止対策を徹底すること。

1. 事業所に到着後に検温を行うこと。
2. 手洗い・うがい・咳エチケットの徹底等、感染機会を減らすための感染予防を行うこと。
3. トイレ、備品、手すり、ドアノブ等の直接肌に触れるものや頻繁に使用するものは定期的に清掃や消毒を行うこと

（ プライバシー保護と情報公開 ）

1. 利用者及び職員の感染症が認められた場合、その者の氏名は公開せず、職員は秘密保持契約書の内容に準ずること。

本規程は、令和 5 年 5 月 8 日より施行する

本規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する

本規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する